

中華人民共和国輸出管理法（日本語訳）

出典：中国人大網（全国人民代表大会ウェブサイト）掲載「中华人民共和国出口管制法」（2020年10月17日公布、2020年12月1日施行）

http://www.npc.gov.cn/c2/c30834/202010/t20201017_308277.html

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、特定の役割を担う者を指す語（研究生産機関など）は、その役割に応じて訳した。

沿革：2020年10月17日第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で可決。2020年12月1日施行。

第1章 総則（第一章 总 则）

第一条

【原文】 为了维护国家安全和利益，履行防扩散等国际义务，加强和规范出口管制，制定本法。

【訳文】 国家の安全及び利益を守り、拡散防止等の国際的義務を履行し、輸出管理を強化し及び規範化するため、この法律を制定する。

第二条

【原文】国家对两用物项、军品、核以及其他与维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务相关的货物、技术、服务等物项（以下统称管制物项）的出口管制，适用本法。

前款所称管制物项，包括物项相关的技术资料等数据。

本法所称出口管制，是指国家对从中华人民共和国境内向境外转移管制物项，以及中华人民共和国公民、法人和非法组织向外国组织和个人提供管制物项，采取禁止或者限制性措施。

本法所称两用物项，是指既有民事用途，又有军事用途或者有助于提升军事潜力，特别是可以用于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具的货物、技术和服务。

本法所称军品，是指用于军事目的的装备、专用生产设备以及其他相关货物、技术和服务。

本法所称核，是指核材料、核设备、反应堆用非核材料以及相关技术和服务。

【訳文】国家がデュアルユース品目、軍用品、核その他国家の安全及び利益の維持並びに拡散防止等の国際的義務の履行に関連する貨物、技術、サービス等の品目（以下「規制品目」と総称する。）について行う輸出管理には、この法律を適用する。

前項にいう規制品目には、品目に関連する技術資料等のデータを含む。

この法律において輸出管理とは、国家が、中華人民共和国の境内から境外への規制品目の移転、及び中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織による外国の組織及び個人への規制品目の提供について、禁止又は制限の措置をとることをいう。

この法律においてデュアルユース品目とは、民生用途を有するとともに、軍事用途を有し又は軍事的潜在力の向上に資するものであって、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いることができる貨物、技術及びサービスをいう。

この法律において軍用品とは、軍事目的に用いる装備、専用生産設備その他関連する貨物、技術及びサービスをいう。

この法律において核とは、核物質、核設備、原子炉用非核物質並びに関連する技術及びサービスをいう。

第三条

【原文】出口管制工作应当坚持总体国家安全观，维护国际和平，统筹安全和发展，完善出口管制管理和服务。

【訳文】輸出管理業務は、総体的国家安全観を堅持し、国際の平和を維持し、安全と発展を統一的に考慮し、輸出管理の管理及びサービスを充実させなければならない。

第四条

【原文】国家实行统一的出口管制制度，通过制定管制清单、名录或者目录（以下统称管制清单）、实施出口许可等方式进行管理。

【訳文】国家は、統一的な輸出管理制度を実施し、規制リスト、名録又は目録（以下「規制リスト」と総称する。）の制定、輸出許可の実施等の方法により管理を行う。

第五条

【原文】国务院、中央军事委员会承担出口管制职能的部门（以下统称国家出口管制管理部门）按照职责分工负责出口管制工作。国务院、中央军事委员会其他有关部门按照职责分工负责出口管制有关工作。

国家建立出口管制工作协调机制，统筹协调出口管制工作重大事项。国家出口管制管理部门和国务院有关部门应当密切配合，加强信息共享。

国家出口管制管理部门会同有关部门建立出口管制专家咨询机制，为出口管制工作提供咨询意见。

国家出口管制管理部门适时发布有关行业出口管制指南，引导出口经营者建立健全出口管制内部合规制度，规范经营。

省、自治区、直辖市人民政府有关部门依照法律、行政法规的规定负责出口管制有关工作。

【訳文】国务院及び中央軍事委員會の輸出管理の職能を担う部門（以下「国家輸出管理部門」と総称する。）は、職責の分担に従って輸出管理業務を担当する。国务院及び中央軍事委員會のその他の関係部門は、職責の分担に従って輸出管理に関する業務を担当する。

国家は、輸出管理業務の調整メカニズムを設け、輸出管理業務の重大事项を統一的に調整する。国家輸出管理部門及び国务院の関係部門は、緊密に協力し、情報の共有を強化しなければならない。

国家輸出管理部門は、関係部門と共同して輸出管理の専門家諮問メカニズムを設け、輸出管理業務について諮問意見を提供させる。

国家輸出管理部門は、適時に関係業界の輸出管理ガイドラインを公表し、輸出事業者が輸出管理の内部コンプライアンス制度を確立し及び充実させ、規範に従って経営するよう指導する。

省、自治区及び直轄市の人民政府の関係部門は、法律及び行政法規の規定に従い、輸出管理に関する業務を担当する。

第六条

【原文】国家加强出口管制国际合作，参与出口管制有关国际规则的制定。

【訳文】国家は、輸出管理に関する国際協力を強化し、輸出管理に関する国際的ルール of 制定に参加する。

第七条

【原文】出口经营者可以依法成立和参加有关的商会、协会等行业自律组织。

有关商会、协会等行业自律组织应当遵守法律、行政法规，按照章程对其成员提供与出口管制有关的服务，发挥协调和自律作用。

【訳文】輸出事業者は、法により関係する商会、協会等の業界自主規制組織を設立し、又はこれに参加することができる。

関係する商会、協会等の業界自主規制組織は、法律及び行政法規を遵守し、定款に従ってその構成員に輸出管理に関するサービスを提供し、調整及び自主規制の役割を果たさなければならない。

第2章 規制政策、規制リスト及び規制措置（第二章 管制政策、管制清单和管制措施）

第1節 一般規定（第一节 一般规定）

第八条

【原文】国家出口管制管理部门会同有关部门制定出口管制政策，其中重大政策应当报国务院批准，或者报国务院、中央军事委员会批准。

国家出口管制管理部门可以对管制物项出口目的国家和地区进行评估，确定风险等级，采取相应的管制措施。

【訳文】国家輸出管理部門は、関係部門と共同して輸出管理政策を策定する。そのうち重大な政策は、国務院に報告して承認を得、又は国務院及び中央軍事委員会に報告して承認を得なければならない。

国家輸出管理部門は、規制品目の輸出先の国及び地域について評価を行い、リスクの等級を確定し、相応の規制措置をとることができる。

第九条

【原文】国家出口管制管理部门依据本法和有关法律、行政法规的规定，根据出口管制政策，按照规定程序会同有关部门制定、调整管制物项出口管制清单，并及时公布。

根据维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务的需要，经国务院批准，或者经国务院、中央军事委员会批准，国家出口管制管理部门可以对出口管制清单以外的货物、技术和服务实施临时管制，并予以公告。临时管制的实施期限不超过二年。临时管制实施期限届满前应当及时进行评估，根据评估结果决定取消临时管制、延长临时管制或者将临时管制物项列入出口管制清单。

【訳文】国家輸出管理部門は、この法律及び関係する法律及び行政法規の規定に基づき、輸出管理政策に従い、所定の手続により関係部門と共同して規制品目の輸出規制リストを制定し及び調整し、速やかに公布する。

国家の安全及び利益の維持並びに拡散防止等の国際的義務の履行の必要に応じ、国務院の承認又は国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、国家輸出管理部門は、輸出規制リスト以外

の貨物、技術及びサービスについて臨時規制を実施し、公告することができる。臨時規制の実施期間は、2年を超えないものとする。臨時規制の実施期間が満了する前に速やかに評価を行い、評価の結果に基づいて、臨時規制の取消し、臨時規制の延長又は臨時規制品目の輸出規制リストへの掲載を決定しなければならない。

第十条

【原文】根据维护国家安全和利益、履行防扩散等国际义务的需要，经国务院批准，或者经国务院、中央军事委员会批准，国家出口管制管理部门会同有关部门可以禁止相关管制物项的出口，或者禁止相关管制物项向特定目的国家和地区、特定组织和个人出口。

【訳文】国家の安全及び利益の維持並びに拡散防止等の国際的義務の履行の必要に応じ、国務院の承認又は国務院及び中央軍事委員会の承認を経て、国家輸出管理部門は、関係部門と共同して、関連する規制品目の輸出を禁止し、又は関連する規制品目の特定の仕向国及び地域並びに特定の組織及び個人への輸出を禁止することができる。

第十一条

【原文】出口经营者从事管制物项出口，应当遵守本法和有关法律、行政法规的规定；依法需要取得相关管制物项出口经营资格的，应当取得相应的资格。

【訳文】輸出事業者は、規制品目の輸出に従事するときは、この法律及び関係する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。法により関連する規制品目の輸出経営資格を取得する必要があるときは、相応の資格を取得しなければならない。

第十二条

【原文】国家对管制物项的出口实行许可制度。

出口管制清单所列管制物项或者临时管制物项，出口经营者应当向国家出口管制管理部门申请许可。

出口管制清单所列管制物项以及临时管制物项之外的货物、技术和服务，出口经营者知道或者应当知道，或者得到国家出口管制管理部门通知，相关货物、技术和服务可能存在以下风险的，应当向国家出口管制管理部门申请许可：

- （一）危害国家安全和利益；
- （二）被用于设计、开发、生产或者使用大规模杀伤性武器及其运载工具；
- （三）被用于恐怖主义目的。

出口经营者无法确定拟出口的货物、技术和服务是否属于本法规定的管制物项，向国家出口管制管理部门提出咨询的，国家出口管制管理部门应当及时答复。

【訳文】国家は、規制品目の輸出について許可制度を実施する。

輸出規制リストに掲げる規制品目又は臨時規制品目については、輸出事業者は、国家輸出管理部門に許可を申請しなければならない。

輸出規制リストに掲げる規制品目及び臨時規制品目以外の貨物、技術及びサービスについて、輸出事業者が、関連する貨物、技術及びサービスに次に掲げるリスクが存在するおそれがあることを知り、若しくは知るべきであったとき、又は国家輸出管理部門から通知を受けたときは、国家輸出管理部門に許可を申請しなければならない。

- (1) 国家の安全及び利益に危害を及ぼすこと。
- (2) 大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いられること。
- (3) テロリズムの目的に用いられること。

輸出事業者が、輸出しようとする貨物、技術及びサービスがこの法律に定める規制品目に該当するかどうかを確定することができず、国家輸出管理部門に照会したときは、国家輸出管理部門は、速やかに回答しなければならない。

第十三条

【原文】 国家出口管制管理部门综合考虑下列因素，对出口经营者出口管制物项的申请进行审查，作出准予或者不予许可的决定：

- (一) 国家安全和利益；
- (二) 国际义务和对外承诺；
- (三) 出口类型；
- (四) 管制物项敏感程度；
- (五) 出口目的国家或者地区；
- (六) 最终用户和最终用途；
- (七) 出口经营者的相关信用记录；
- (八) 法律、行政法规规定的其他因素。

【訳文】 国家輸出管理部門は、次に掲げる要素を総合的に考慮して、輸出事業者の規制品目の輸出に係る申請を審査し、許可する又は許可しない旨の決定をする。

- (1) 国家の安全及び利益
- (2) 国際的義務及び対外的な約束
- (3) 輸出の種類
- (4) 規制品目の機微の程度
- (5) 仕向国又は地域
- (6) エンドユーザー及び最終用途
- (7) 輸出事業者の関連する信用記録
- (8) 法律及び行政法規に定めるその他の要素

第十四条

【原文】出口经营者建立出口管制内部合规制度，且运行情况良好的，国家出口管制管理部门可以对其出口有关管制物项给予通用许可等便利措施。具体办法由国家出口管制管理部门规定。

【訳文】輸出事業者が輸出管理の内部コンプライアンス制度を確立し、かつ、その運用状況が良好であるときは、国家輸出管理部門は、その関連する規制品目の輸出について包括許可等の便宜措置を与えることができる。具体的な弁法は、国家輸出管理部門が定める。

第十五条

【原文】出口经营者应当向国家出口管制管理部门提交管制物项的最终用户和最终用途证明文件，有关证明文件由最终用户或者最终用户所在国家和地区政府机构出具。

【訳文】輸出事業者は、国家輸出管理部門に規制品目のエンドユーザー及び最終用途の証明文書を提出しなければならない。関連する証明文書は、エンドユーザー又はエンドユーザーの所在する国及び地域の政府機関が発行する。

第十六条

【原文】管制物项的最终用户应当承诺，未经国家出口管制管理部门允许，不得擅自改变相关管制物项的最终用途或者向任何第三方转让。

出口经营者、进口商发现最终用户或者最终用途有可能改变的，应当按照规定立即报告国家出口管制管理部门。

【訳文】規制品目のエンドユーザーは、国家輸出管理部門の許可を得ずに、関連する規制品目の最終用途を無断で変更し、又はいかなる第三者にも譲渡しないことを誓約しなければならない。

輸出事業者又は輸入者は、エンドユーザー又は最終用途が変更されるおそれがあることを発見したときは、規定に従い、直ちに国家輸出管理部門に報告しなければならない。

第十七条

【原文】国家出口管制管理部门建立管制物项最终用户和最终用途风险管理制度,对管制物项的最终用户和最终用途进行评估、核查，加强最终用户和最终用途管理。

【訳文】国家輸出管理部門は、規制品目のエンドユーザー及び最終用途のリスク管理制度を確立し、規制品目のエンドユーザー及び最終用途について評価及び確認検査を行い、エンドユーザー及び最終用途の管理を強化する。

第十八条

【原文】国家出口管制管理部门对有下列情形之一的进口商和最终用户，建立管控名单：

- （一）违反最终用户或者最终用途管理要求的；
- （二）可能危害国家安全和利益的；
- （三）将管制物项用于恐怖主义目的的。

对列入管控名单的进口商和最终用户，国家出口管制管理部门可以采取禁止、限制有关管制物项交易，责令中止有关管制物项出口等必要的措施。

出口经营者不得违反规定与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易。出口经营者在特殊情况下确需与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易的，可以向国家出口管制管理部门提出申请。

列入管控名单的进口商、最终用户经采取措施，不再有第一款规定情形的，可以向国家出口管制管理部门申请移出管控名单；国家出口管制管理部门可以根据实际情况，决定将列入管控名单的进口商、最终用户移出管控名单。

【訳文】国家輸出管理部門は、次のいずれかに該当する輸入者及びエンドユーザーについて、管理統制リストを作成する。

- （1）エンドユーザー又は最終用途の管理要求に違反したとき。
- （2）国家の安全及び利益に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- （3）規制品目をテロリズムの目的に用いたとき。

管理統制リストに掲載された輸入者及びエンドユーザーに対して、国家輸出管理部門は、関連する規制品目の取引の禁止又は制限、関連する規制品目の輸出の中止の命令等の必要な措置をとることができる。

輸出事業者は、規定に違反して管理統制リストに掲載された輸入者又はエンドユーザーと取引をしてはならない。輸出事業者が特殊な事情により管理統制リストに掲載された輸入者又はエンドユーザーと取引をすることが確かに必要であるときは、国家輸出管理部門に申請をすることができる。

管理統制リストに掲載された輸入者又はエンドユーザーが、措置を講じたことにより、もはや第1項に定める事情に該当しなくなったときは、国家輸出管理部門に管理統制リストからの削除を申請することができる。国家輸出管理部門は、実際の状況に応じて、管理統制リストに掲載された輸入者又はエンドユーザーを管理統制リストから削除することを決定することができる。

第十九条

【原文】出口货物的发货人或者代理报关企业出口管制货物时，应当向海关交验由国家出口管制管理部门颁发的许可证件，并按照国家有关规定办理报关手续。

出口货物的发货人未向海关交验由国家出口管制管理部门颁发的许可证件，海关有证据表明出口货物可能属于出口管制范围的，应当向出口货物发货人提出质疑；海关可以向国家出口管制管理部门提出组织鉴别，并根据国家出口管制管理部门作出的鉴别结论依法处置。在鉴别或者质疑期间，海关对出口货物不予放行。

【訳文】 輸出貨物の荷送人又は通関代理企業は、規制貨物を輸出するときは、税関に国家輸出管理部門が交付した許可証書を提示して検査を受け、かつ、国家の関係規定に従い通関手続をしなければならない。

輸出貨物の荷送人が税関に国家輸出管理部門が交付した許可証書を提示しない場合において、税関が輸出貨物が輸出管理の範囲に属するおそれがあることを示す証拠を有するときは、輸出貨物の荷送人に対して疑義を提起しなければならない。税関は、国家輸出管理部門に識別の実施を要請し、国家輸出管理部門が出した識別の結論に従い、法により処置することができる。識別又は疑義提起の期間中は、税関は、輸出貨物を通関させない。

第二十条

【原文】 任何组织和个人不得为出口经营者从事出口管制违法行为提供代理、货运、寄递、报关、第三方电子商务交易平台和金融等服务。

【訳文】 いかなる組織及び個人も、輸出事業者による輸出管理違法行為のために、代理、貨物運送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォーム、金融等のサービスを提供してはならない。

第2節 デュアルユース品目の輸出管理（第二节 两用物项出口管理）

第二十一条

【原文】 出口经营者向国家两用物项出口管制管理部门申请出口两用物项时，应当依照法律、行政法规的规定如实提交相关材料。

【訳文】 輸出事業者は、国家デュアルユース品目輸出管理部門にデュアルユース品目の輸出を申請するときは、法律及び行政法規の規定に従い、関連する資料を事実のとおり提出しなければならない。

第二十二条

【原文】 国家两用物项出口管制管理部门受理两用物项出口申请，单独或者会同有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定对两用物项出口申请进行审查，并在法定期限内作出准予或者不予许可的决定。作出准予许可决定的，由发证机关统一颁发出口许可证。

【訳文】 国家デュアルユース品目輸出管理部門は、デュアルユース品目の輸出の申請を受理し、単独で又は関係部門と共同して、この法律及び関係する法律及び行政法規の規定に従ってデュアルユース品目の輸出の申請を審査し、法定の期間内に許可する又は許可しない旨の決定をする。許可する旨の決定をしたときは、証書発行機関が統一的に輸出許可証を交付する。

第3節 軍用品の輸出管理（第三节 军品出口管理）

第二十三条

【原文】国家实行军品出口专营制度。从事军品出口的经营者，应当获得军品出口专营资格并在核定的经营范围内从事军品出口经营活动。

军品出口专营资格由国家军品出口管制管理部门审查批准。

【訳文】国家は、軍用品の輸出について専営制度を実施する。軍用品の輸出に従事する事業者は、軍用品輸出の専営資格を取得し、かつ、査定された経営範囲内で軍用品の輸出経営活動に従事しなければならない。

軍用品輸出の専営資格は、国家軍用品輸出管理部門が審査して承認する。

第二十四条

【原文】军品出口经营者应当根据管制政策和产品属性，向国家军品出口管制管理部门申请办理军品出口立项、军品出口项目、军品出口合同审查批准手续。

重大军品出口立项、重大军品出口项目、重大军品出口合同，应当经国家军品出口管制管理部门会同有关部门审查，报国务院、中央军事委员会批准。

【訳文】軍用品輸出事業者は、規制政策及び製品の属性に応じて、国家軍用品輸出管理部門に、軍用品輸出の立件、軍用品輸出プロジェクト及び軍用品輸出契約の審査承認の手続を申請しなければならない。

重大な軍用品輸出の立件、重大な軍用品輸出プロジェクト及び重大な軍用品輸出契約は、国家軍用品輸出管理部門が関係部門と共同して審査し、国务院及び中央軍事委員会に報告して承認を得なければならない。

第二十五条

【原文】军品出口经营者在出口军品前，应当向国家军品出口管制管理部门申请领取军品出口许可证。

军品出口经营者出口军品时，应当向海关交验由国家军品出口管制管理部门颁发的许可证件，并按照国家有关规定办理报关手续。

【訳文】軍用品輸出事業者は、軍用品を輸出する前に、国家軍用品輸出管理部門に軍用品輸出許可証の受領を申請しなければならない。

軍用品輸出事業者は、軍用品を輸出するときは、税関に国家軍用品輸出管理部門が交付した許可証書を提示して検査を受け、かつ、国家の関係規定に従い通関手続をしなければならない。

第二十六条

【原文】军品出口经营者应当委托经批准的军品出口运输企业办理军品出口运输及相关业务。具体办法由国家军品出口管制管理部门会同有关部门规定。

【訳文】軍用品輸出事業者は、承認を受けた軍用品輸出運送企業に委託して、軍用品の輸出運送及び関連業務を行わせなければならない。具体的な弁法は、国家軍用品輸出管理部門が関係部門と共同して定める。

第二十七条

【原文】军品出口经营者或者科研生产单位参加国际性军品展览，应当按照程序向国家军品出口管制管理部门办理审批手续。

【訳文】軍用品輸出事業者又は科学研究生産機関が国際的な軍用品展示会に参加するときは、手続に従い、国家軍用品輸出管理部門に審査承認の手続をしなければならない。

第3章 监督管理（第三章 监督管理）

第二十八条

【原文】国家出口管制管理部门依法对管制物项出口活动进行监督检查。

国家出口管制管理部门对涉嫌违反本法规定的行为进行调查，可以采取下列措施：

- （一）进入被调查者营业场所或者其他有关场所进行检查；
- （二）询问被调查者、利害关系人以及其他有关组织或者个人，要求其对与被调查事件有关的事项作出说明；
- （三）查阅、复制被调查者、利害关系人以及其他有关组织或者个人的有关单证、协议、会计账簿、业务函电等文件、资料；
- （四）检查用于出口的运输工具，制止装载可疑的出口物项，责令运回非法出口的物项；
- （五）查封、扣押相关涉案物项；
- （六）查询被调查者的银行账户。

采取前款第五项、第六项措施，应当经国家出口管制管理部门负责人书面批准。

【訳文】国家輸出管理部門は、法により規制品目の輸出活動について監督検査を行う。

国家輸出管理部門は、この法律の規定に違反した疑いのある行為について調査を行い、次に掲げる措置をとることができる。

- （1）被調査者の営業場所その他の関係場所に立ち入って検査すること。
- （2）被調査者、利害関係人その他の関係する組織又は個人に質問し、調査対象の事件に係る事項について説明を求めること。
- （3）被調査者、利害関係人その他の関係する組織又は個人の関係する証憑、協定、会計帳簿、業務上の書簡電報等の文書及び資料を閲覧し、複製すること。

（4）輸出に用いる輸送手段を検査し、疑わしい輸出品目の積込みを制止し、不法に輸出された品目の積戻しを命ずること。

（5）関連する事件に係る品目を差し押さえ、又は押収すること。

（6）被調査者の銀行口座を照会すること。

前項第5号又は第6号の措置をとるときは、国家輸出管理部門の責任者の書面による承認を得なければならない。

第二十九条

【原文】国家出口管制管理部门依法履行职责，国务院有关部门、地方人民政府及其有关部门应当予以协助。

国家出口管制管理部门单独或者会同有关部门依法开展监督检查和调查工作，有关组织和个人应当予以配合，不得拒绝、阻碍。

有关国家机关及其工作人员对调查中知悉的国家秘密、商业秘密、个人隐私和个人信息依法负有保密义务。

【訳文】国家輸出管理部門が法により職責を履行するときは、国务院の関係部門並びに地方人民政府及びその関係部門は、協力しなければならない。

国家輸出管理部門が単独で又は関係部門と共同して法により監督検査及び調査業務を行うときは、関係する組織及び個人は、協力しなければならない、これを拒み、又は妨げてはならない。

関係する国家機関及びその職員は、調査において知り得た国家秘密、営業秘密、個人のプライバシー及び個人情報について、法により秘密保持義務を負う。

第三十条

【原文】为加强管制物项出口管理，防范管制物项出口违法风险，国家出口管制管理部门可以采取监管谈话、出具警示函等措施。

【訳文】規制品目の輸出管理を強化し、規制品目の輸出に係る違法リスクを防止するため、国家輸出管理部門は、監督管理面談、警告書の発出等の措置をとることができる。

第三十一条

【原文】对涉嫌违反本法规定的行为，任何组织和个人有权向国家出口管制管理部门举报，国家出口管制管理部门接到举报后应当依法及时处理，并为举报人保密。

【訳文】この法律の規定に違反した疑いのある行為について、いかなる組織及び個人も、国家輸出管理部門に通報する権利を有する。国家輸出管理部門は、通報を受けた後、法により速やかに処理し、かつ、通報者の秘密を守らなければならない。

第三十二条

【原文】国家出口管制管理部门根据缔结或者参加的国际条约，或者按照平等互惠原则，与其他国家或者地区、国际组织等开展出口管制合作与交流。

中华人民共和国境内的组织和个人向境外提供出口管制相关信息，应当依法进行；可能危害国家安全和利益的，不得提供。

【訳文】国家輸出管理部門は、締結し若しくは加入した国際条約に基づき、又は平等互惠の原則に従い、他の国若しくは地域、国際機関等と輸出管理の協力及び交流を行う。

中華人民共和国の境内の組織及び個人が境外に輸出管理に関連する情報を提供するときは、法に従って行わなければならない。国家の安全及び利益に危害を及ぼすおそれがあるときは、提供してはならない。

第 4 章 法的責任（第四章 法律责任）

第三十三条

【原文】出口经营者未取得相关管制物项的出口经营资格从事有关管制物项出口的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款。

【訳文】輸出事業者が関連する規制品目の輸出経営資格を取得せずに関係する規制品目の輸出に従事したときは、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法経営額が 50 万元以上であるときは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の過料を併科し、違法経営額がないとき又は違法経営額が 50 万元に満たないときは、50 万元以上 500 万元以下の過料を併科する。

第三十四条

【原文】出口经营者有下列行为之一的，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格：

- （一）未经许可擅自出口管制物项；
- （二）超出出口许可证件规定的许可范围出口管制物项；
- （三）出口禁止出口的管制物项。

【訳文】輸出事業者が次に掲げる行為のいずれかをしたときは、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法経営額が 50 万元以上であるときは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の過料を併科し、違法経営額がないとき又は違法経営額が 50 万元に満たないときは、50 万

元以上 500 万元以下の過料を併科する。情状が重いときは、業務停止・整頓を命じ、関連する規制品目の輸出経営資格の取消しにまで至らせる。

- (1) 許可を得ずに無断で規制品目を輸出すること。
- (2) 輸出許可証書に定める許可の範囲を超えて規制品目を輸出すること。
- (3) 輸出が禁止された規制品目を輸出すること。

第三十五条

【原文】以欺骗、贿赂等不正当手段获取管制物项出口许可证件，或者非法转让管制物项出口许可证件的，撤销许可，收缴出口许可证，没收违法所得，违法经营额二十万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足二十万元的，并处二十万元以上二百万元以下罚款。

伪造、变造、买卖管制物项出口许可证件的，没收违法所得，违法经营额五万元以上的，并处违法经营额五倍以上十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五万元的，并处五万元以上五十万元以下罚款。

【訳文】欺瞞、贈賄等の不正な手段により規制品目の輸出許可証書を取得し、又は規制品目の輸出許可証書を不法に譲渡したときは、許可を取り消し、輸出許可証を回収し、違法所得を没収し、違法経営額が 20 万元以上であるときは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の過料を併科し、違法経営額がないとき又は違法経営額が 20 万元に満たないときは、20 万元以上 200 万元以下の過料を併科する。

規制品目の輸出許可証書を偽造し、変造し又は売買したときは、違法所得を没収し、違法経営額が 5 万元以上であるときは、違法経営額の 5 倍以上 10 倍以下の過料を併科し、違法経営額がないとき又は違法経営額が 5 万元に満たないときは、5 万元以上 50 万元以下の過料を併科する。

第三十六条

【原文】明知出口经营者从事出口管制违法行为仍为其提供代理、货运、寄递、报关、第三方电子商务交易平台和金融等服务的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额十万元以上的，并处违法经营额三倍以上五倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足十万元的，并处十万元以上五十万元以下罚款。

【訳文】輸出事業者が輸出管理違法行為に従事していることを知りながら、その者に代理、貨物運送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォーム、金融等のサービスを提供したときは、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法経営額が 10 万元以上であるときは、違法経営額の 3 倍以上 5 倍以下の過料を併科し、違法経営額がないとき又は違法経営額が 10 万元に満たないときは、10 万元以上 50 万元以下の過料を併科する。

第三十七条

【原文】出口经营者违反本法规定与列入管控名单的进口商、最终用户进行交易的，给予警告，责令停止违法行为，没收违法所得，违法经营额五十万元以上的，并处违法经营额十倍以上二十倍以下罚款；没有违法经营额或者违法经营额不足五十万元的，并处五十万元以上五百万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格。

【訳文】輸出事業者がこの法律の規定に違反して管理統制リストに掲載された輸入者又はエンドユーザーと取引をしたときは、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法経営額が50万元以上であるときは、違法経営額の10倍以上20倍以下の過料を併科し、違法経営額がないとき又は違法経営額が50万元に満たないときは、50万元以上500万元以下の過料を併科する。情状が重いときは、業務停止・整顿を命じ、関連する規制品目の輸出経営資格の取消しにまで至らせる。

第三十八条

【原文】出口经营者拒绝、阻碍监督检查的，给予警告，并处十万元以上三十万元以下罚款；情节严重的，责令停业整顿，直至吊销相关管制物项出口经营资格。

【訳文】輸出事業者が監督検査を拒み、又は妨げたときは、警告を与え、10万元以上30万元以下の過料を併科する。情状が重いときは、業務停止・整顿を命じ、関連する規制品目の輸出経営資格の取消しにまで至らせる。

第三十九条

【原文】违反本法规定受到处罚的出口经营者，自处罚决定生效之日起，国家出口管制管理部门可以在五年内不受理其提出的出口许可申请；对其直接负责的主管人员和其他直接责任人员，可以禁止其在五年内从事有关出口经营活动，因出口管制违法行为受到刑事处罚的，终身不得从事有关出口经营活动。

国家出口管制管理部门依法将出口经营者违反本法的情况纳入信用记录。

【訳文】この法律の規定に違反して処罰を受けた輸出事業者について、国家輸出管理部門は、処罰決定が効力を生じた日から5年以内、その者が提出した輸出許可の申請を受理しないことができる。その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者については、5年以内、関係する輸出経営活動に従事することを禁止することができ、輸出管理違法行為により刑事処罰を受けたときは、終身、関係する輸出経営活動に従事することができない。

国家輸出管理部門は、法により輸出事業者がこの法律に違反した状況を信用記録に記載する。

第四十条

【原文】本法规定的出口管制违法行为，由国家出口管制管理部门进行处罚；法律、行政法规规定由海关处罚的，由其依照本法进行处罚。

【訳文】この法律に定める輸出管理違法行為は、国家輸出管理部門が処罰する。法律又は行政法規により税関が処罰すると定めているときは、税関がこの法律に従って処罰する。

第四十一条

【原文】有关组织或者个人对国家出口管制管理部门的不予许可决定不服的，可以依法申请行政复议。行政复议决定为最终裁决。

【訳文】関係する組織又は個人は、国家輸出管理部門の許可しない旨の決定に不服があるときは、法により行政不服審査を申し立てることができる。行政不服審査の決定は、最終の裁決とする。

第四十二条

【原文】从事出口管制管理的国家工作人员玩忽职守、徇私舞弊、滥用职权的，依法给予处分。

【訳文】輸出管理の管理に従事する国家業務人員が職務を怠り、私情にとらわれて不正を行い、又は職権を濫用したときは、法により処分を科する。

第四十三条

【原文】违反本法有关出口管制管理规定，危害国家安全和利益的，除依照本法规定处罚外，还应当依照有关法律、行政法规的规定进行处理和处罚。

违反本法规定，出口国家禁止出口的管制物项或者未经许可出口管制物项的，依法追究刑事责任。

【訳文】この法律の輸出管理の管理に関する規定に違反し、国家の安全及び利益に危害を及ぼしたときは、この法律の規定により処罰するほか、関係する法律及び行政法規の規定により処理し、及び処罰しなければならない。

この法律の規定に違反して、国家が輸出を禁止する規制品目を輸出し、又は許可を得ずに規制品目を輸出したときは、法により刑事責任を追及する。

第四十四条

【原文】中华人民共和国境外的组织和个人，违反本法有关出口管制管理规定，危害中华人民共和国国家安全和利益，妨碍履行防扩散等国际义务的，依法处理并追究其法律责任。

【訳文】中華人民共和国の境外の組織及び個人が、この法律の輸出管理の管理に関する規定に違反し、中華人民共和国の国家の安全及び利益に危害を及ぼし、拡散防止等の国際的義務の履行を妨げたときは、法により処理し、その法的責任を追及する。

第5章 附則（第五章附則）

第四十五条

【原文】管制物项的过境、转运、通运、再出口或者从保税区、出口加工区等海关特殊监管区域和出口监管仓库、保税物流中心等保税监管场所向境外出口，依照本法的有关规定执行。

【訳文】規制品目の通過、積替え、通し運送、再輸出又は保税区、輸出加工区等の税関特殊監督管理区域及び輸出監督管理倉庫、保税物流センター等の保税監督管理場所からの境外への輸出については、この法律の関係規定に従って執行する。

第四十六条

【原文】核以及其他管制物项的出口，本法未作规定的，依照有关法律、行政法规的规定执行。

【訳文】核その他の規制品目の輸出について、この法律に定めがないときは、関係する法律及び行政法規の規定に従って執行する。

第四十七条

【原文】用于武装力量海外运用、对外军事交流、军事援助等的军品出口，依照有关法律法规的规定执行。

【訳文】武装力量の海外運用、対外軍事交流、軍事援助等に用いる軍用品の輸出については、関係する法律法規の規定に従って執行する。

第四十八条

【原文】任何国家或者地区滥用出口管制措施危害中华人民共和国国家安全和利益的，中华人民共和国可以根据实际情况对该国家或者地区对等采取措施。

【訳文】いかなる国又は地域が輸出管理措置を濫用して中華人民共和国の国家の安全及び利益に危害を及ぼしたときも、中華人民共和国は、実際の状況に応じて、当該国又は地域に対して対等の措置をとることができる。

第四十九条

【原文】 本法自2020年12月1日起施行。

【訳文】 この法律は、2020年12月1日から施行する。